

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	旅館業営業許可施設に対する改善命令等
概要	旅館業法の規定に基づく、旅館業の施設の構造設備基準は旅館業法施行令、大阪市旅館業法施行条例で定められております。その基準に適合しなくなった場合は、大阪市長は期間を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	旅館業法（昭和23年7月12日法律 第138号） 第7条の2
処分基準	1 旅館業施設の構造設備が旅館業法第3条第2項の規定に基づく旅館業法施行令、大阪市旅館業法施行条例で定める基準に適合しなくなったときは、期間を定めてこれらの基準を守らせるために必要な措置を命ずる。
ホームページ	
備考	